



令和 6年 2月 19日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和6年2月19日付
市役所職員の懲戒処分について

令和6年2月19日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

記

- 1 所属及び職種 豊川市役所産業環境部農務課 技師
- 2 年齢及び性別 30代 男性
- 3 処分内容 給料月額10分の1の減給3か月
- 4 処分理由
 - (1) 事案概要
当該職員は、令和3年から令和4年にかけて利害関係者3名から総額52万円の金銭の貸付けを受けていた。また、令和3年から令和5年にかけて職員26名から約360万円の借金をしていたことが発覚した。(なお、利害関係者及び職員からの借金については全額返済しているとともに、利害関係者に対して便宜を図るなどの不適切な事実は確認されませんでした。)
 - (2) 処分理由
地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するもの。
- 5 処分年月日
令和6年2月19日



6 管理監督責任

(1) 管理監督者に対する措置（厳重注意）

対象者	企画部長（令和4年度産業環境部長） 産業環境部長 産業環境部次長
措置内容	厳重注意
概要	前農務課主幹、現農務課主幹に対する管理監督責任

(2) 管理監督者に対する措置（訓告）

対象者	介護高齢課長（令和3年度、令和4年度農務課主幹） 農務課主幹
措置内容	訓告
概要	農務課技師に対する管理監督責任

7 市長コメント

本市職員による利害関係者からの金銭の貸付けについて、2月19日付で懲戒処分等を行いました。

この事実を厳粛に受け止め、今後このようなことが二度と起きないように、職員に対する綱紀保持及び服務規律の周知徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所総務部人事課 天野、原田

TEL:0533-89-2122 E-mail: jinji@city.toyokawa.lg.jp